

質問4に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
団体等 その他	株式会社ロデムアセット	償却費の計上区分変更（営業利益等からの除外）に反対する。企業財務理論における「インフォーマティブネスの原則」の観点から、経営者の業績評価指標（KPI）には、その意思決定の結果が精緻に反映されるべきである。のれん償却費を企業のコア業績である営業利益から除外することは、経営者のM&Aという重大な資本配分決定のコストを、主たる評価指標から切り離すことを意味する。結果として、経営者は業績評価上のペナルティを免れながら、買収による外形的な規模拡大（Empire Building）を追求する強いモラルハザードに直面する。経営者のインセンティブ設計を歪めず、資本コストに対する規律を維持するためにも、買収プレミアムの償却コストは本業の収益力を示す営業利益の中で厳格に負担させるべきである。
個人 財務諸表作成者	重田 優樹	テーマ提案書はのれん非償却に先立つ短期的な措置として営業外費用もしくは特別損失への計上区分の変更を提案している。しかし、非償却を導入する場合、減損損失は営業活動のための資産の経常的な再測定の性質を帯びるため、販売費および一般管理費での計上が適当と考えられる。営業外費用もしくは特別損失への計上区分の変更は、のれんの非償却を導入する場合の帰結と整合しないため支持しない。
団体等 監査人、会計専門家	日本公認会計士協会	<p>のれんの償却費は、営業費用として計上すべき性質のものと考えられ、計上区分の変更を行う場合は、減損会計の兆候の判定や、継続企業の前提の評価に影響を与える可能性がある。</p> <p>（理由）</p> <p>のれんが投資原価の一部であることを鑑みれば、その償却費は、企業結合の成果たる収益と対応を図るべきであり、営業費用として計上すべき性質のものと考えられる。</p> <p>また、固定資産の減損会計においては、「営業活動から生ずる損益」により減損の兆候の判定を行うが、のれんの償却費を営業外費用や特別損失として計上すると、「営業活動から生ずる損益」が投資原価の回収可能性を適切に表さない指標となることが考えられる。</p> <p>また、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況として、「重要な営業損失」が挙げられており、継続企業の前提に関する評価に影響を与える可能性もあると考えられる。</p>
個人 監査人、会計専門家	日高 康輝	のれん償却費を営業費用以外に表示することは、会計上の実態および基本原則に照らして合理性を欠くものである。したがって、そのような区分変更を検討対象とすること自体、会計処理および財務諸表表示のあり方として適切とはいえない。

質問 4 に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持する。財務諸表利用者にとって営業利益の有用性は極めて高く、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の「経営者が定義した業績指標（MPM）」ではなく本表上で当該情報が提供されることに意義があると考えられる。また、営業利益からの調整項目をのれん償却費に限定することにより、調整の範囲が明確となり、情報の理解可能性が向上する。さらに、のれん償却前営業利益という共通の尺度を提示することで、日本基準適用企業のみならず、IFRS 及び米国基準適用企業との比較においても有用性が高まると考えられる。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持しない。財務諸表利用者にとって重要な利益指標は営業利益に限られず、純利益やそれを基礎とする指標（例えば PER）も重要な判断材料である。のれん償却を継続したままのれん償却前営業利益を開示したとしても、純利益は引き続きのれん償却後の水準で算出されるため、のれんの影響により純利益が低く見え、PER が相対的に高く見えるという問題は解消されない。その結果、営業利益と純利益の間で異なる情報が提示されることとなり、企業価値評価において利用者に追加的な調整を求めることとなるため、情報の有用性が必ずしも高まるとはいえない。このように、表示の追加により情報の断片化が進む一方で、評価上の主要指標に係る問題は解決されないことから、本改正を支持しない。
個人 財務諸表利用者	吉田 明世	のれんの償却費計上区分の変更を支持しない。営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という指標を設けることは、のれんの償却費が異質なもの、あるいは本来、販売費及び一般管理費に含まれるべきでないものとの印象を財務諸表利用者に与え兼ねない。これにより、会計基準そのものへの信頼性を損ねることを危惧する。
団体等 財務諸表利用者	公益社団法人 日本証券アナ リスト協会 企業会計研究 会	のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持しない。本来、当該指標は経営者が自社の業績を説明するために用いる補助的な業績指標であり、その開示の要否は企業の判断に委ねることが適切である。現に、日本基準を適用する企業の中では、必要に応じて任意に開示されている例が多い。これを一律の強制開示とすることは、利用者にとって必ずしも重要でない企業にも開示を求める結果となり、情報の有用性に比して開示の負担が増加するおそれがある。この点については、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標（MPM）」にならない、企業の重要性に応じて注記として開示させる方が、コストと便益の観点に照らして合理的であり、国際的な整合性の確保にも資

質問 4 に寄せられたコメント

提出者区分	名称又は氏名	寄せられたコメント
		すると考える。
個人 財務諸表作成者	重田 優樹	IFRS18 における MPM に相当する指標としての開示を行う改正は、のれん償却費の調整自体は現状でも透明性が確保されており、また、テーマ提案書の提案趣旨とも合致しないなど、必要以上の対応であるため支持しない。
個人 財務諸表利用者	服 部 隆 (CMA、C I I A)	のれん償却費計上区分の変更は、会計会計基準上で手当する必要はないと考えます。すでに決算短信等で開示可能となっていますし、財務諸表外で開示すれば事足りると考えるためです。ただ一方で、金融機関などでは ROTE 有形自己資本利益率など、のれん償却を戻して算定する比率を MPM として使用・開示しているケースも多く見られることから、のれん償却前営業利益などの小計区分に加え、各種比率も含めた MPM(経営者が定義した業績指標)については、財務諸表数値とのつながり・算定根拠を具体的に財務諸表の中で開示することを要求する企業会計基準の設定が必要なのではないかと考えます。

以 上